

計 量器定期検査を行います

売買などの取引や業務上の証明行為に使用されている事業所の計量器については、精度を確保するために2年ごとに定期検査を受けることが「計量法」で義務づけられています。

■検査実施者
佐賀県計量協会
※検査には手数料が必要になります



○集合場所検査 対象の計量器

- ① 秤量が250 kg以下のもの。
- ② デジタル表示式でないもの。

○所在場所検査

大型のはかりや工作物に取り付けられているものなど、集合検査場所に持ち込み受検できないもの。所在場所検査については、**佐賀県計量協会**にお問い合わせください。

■集合場所検査の日程

期日	時間	場所
4月3日 (木)	10時～12時	多久公民館
4月3日 (木)	13時30分～15時	東多久公民館
4月4日 (金)	10時～15時	多久市 中央公民館

※12時から13時は昼休み

■問い合わせ

佐賀県計量協会 ☎31-14411
多久市 産業振興課 商工観光係 ☎75-2117

広 域清掃センター建設推進課だよ

ごみの減量化を推進していきます！
現在、小城市との広域清掃センター建設が進められています。建設推進と併せて「ごみの減量化」も大きな課題の一つです。

もって資源化できます

これからの「ごみ処理」は、単に家庭などから出るごみを焼却するだけではなく、資源循環の立場から資源物として利用できるものは有効に活用し、最終的に残ったものだけを焼却していくこととなります。つまり、ごみの資源化を図り、焼却するごみの減量を行うことが重要なテーマ

マになります。

両市の人口は、現在合わせて約7万人、平成18年度は、両市で1万8千252tのごみを焼却しました。毎日50t程（二人あたり約720g）の焼却ごみが発生したことになります。

資源物は、1千983t集められており、みなさんのご協力により、毎年の収集量は増加しております。しかしながら、資源化率は全国平均を若干下回っており、ごみ袋の中には、まだ資源化できるものが混入しているのも事実です。

みなさんのご協力が必要です

今後、小城市との広域ごみ処理にあたっては、「ごみ」や「資源物」の分別品目、必要経費、市民のみなさんの労力負担等を十分検証し、もつとも効率的な手法を検討していくこととなります。ごみと資源物の分別は、みなさんのご協力がなくてはできません。これからも市民のみなさんや事業者のみなさんと協力しながら、ごみの減量化、資源化（リサイクル）の更なる推進を図っていきます。

■問い合わせ

小城市広域清掃センター
建設推進課 ☎73-8816

文化交流会館「なかしま」を 移築して再活用していただく方を募集しています

市の施設として利用されていた建物の全てまたは一部を買い取り、移築や部材の再利用により有効活用をしていただく業者を募集します。

現地の視察などご希望の方は、お問い合わせください。

また、市ホームページ「各課からのお知らせ」にも掲載しております。

■所在地

多久市北多久町大字小侍

706番地

■条件等

建物・建具の全部または一部を買い取り、移築して有効活用される方

■提出書類

企画書（建物・部材の有効活用の企画）、見積書など

■提出期限

5月30日(金)

■選定方法

応募の中から、6月に選定委員会により選出して結果を通知します。

■問い合わせ

生涯学習課 文化スポーツ係 ☎74-3241